

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和7年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食料品製造業	織維工業	木材・木製品製造業	紙加工品・製紙・パルプ・製造業	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	碎石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械表面製造処理業・
50m <sup>3</sup> /日 以上	7	60 (4)	4		3	17 (6)		7 (1)	12 (3)	1	1	52 (40)
50m <sup>3</sup> /日 未満	323	870	33	30		27 (9)		7	153 (9)	69	13	170 (41)
計	330	930 (4)	37	30	3	44 (15)		14 (1)	165 (12)	70	14	222 (81)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真現	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道終末処理施設・設	その他	計
50m <sup>3</sup> /日 以上	7 (2)	86	37	9		9		6 (4)	3 (3)	403 (1)	9 (2)	733 (66)
50m <sup>3</sup> /日 未満	7	2,601	127	430 (6)	247 (13)	4	724	201 (27)	26 (8)	434 (2)	25 (10)	6,521 (125)
計	14 (2)	2,687	164	439 (6)	247 (13)	13	724	207 (31)	29 (11)	837 (3)	34 (12)	7,254 (191)

注1 ( ) は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く